

# 介護実習・普及センター事業案内

## 福祉用具プランナー研修の開催

福祉用具に関する高度の知識を持った  
専門家養成研修を始めます。

福祉用具プランナー研修は、福祉用具の正しい選定・適合に必要な知識等、福祉用具に関する高度の専門的知識と技術を有する人材を養成するために今年度から介護実習・普及センターで財団法人テクノエイド協会との共催で開催します。

カリキュラム及び時間数は、財団法人テクノエイド協会が定める「福祉用具プランナー研修カリキュラム及び最低履修

時間数100時間(eラーニング:51.5時間 集合研修:48.5時間)」に基づき実施します。

なお、詳細(日程等)については、現在準備中で、介護実習・普及センターホームページ等でご案内いたしますのでご参照ください。(有料研修になります。)

### 福祉用具プランナー研修概要

福祉用具プランナー研修  
(100時間)  
【平成19年9月～平成20年1月】

①eラーニングによる研修(自宅学習) **25科目**  
(51.5時間)2ヶ月間で実施。  
【平成19年9月～平成19年11月】

②集合研修(センターで実施) **16科目**  
(実技・演習等:48.5時間)8日間で実施。  
【平成19年12月～平成20年1月】

### 履修科目(一部抜粋)

	カリキュラム
1	福祉用具概論
2	福祉用具専門職の役割
3	福祉用具の情報提供・相談技術
4	起居・移乗用具【実技】
5	移動用具【実技】
6	床ずれ予防用具【実技】
7	入浴関連・排泄関連用具【実技】
8	ケアマネジメント概論
9	福祉用具プランニング演習【演習】
10	住宅改造各論I【実技】
11	修了試験

### 受講対象者

受講対象者は、以下の①～③のいずれかの条件を満たす者  
①現在、福祉用具専門相談員として2年以上その業務に従事している者  
②その他、福祉用具関連業務に2年以上その業務に従事している下記の者  
・介護支援専門員 ・建築士  
③上記①②の外、福祉用具関連業務に2年以上従事し、特に研修受講の有効性を認められる者  
※自宅又は職場等で日常的に使用できるインターネットが接続可能なパソコンがあることなど

※eラーニング研修については、インターネットを利用し電子配信されるコンテンツを使って(家庭等で)学習する仕組みです。

※集合研修の講師については、県内外の専門家10名程を予定しています。

### 修了試験及び修了証の交付

この研修の課程を全て受講し、修了試験で一定以上の成績を取った者を研修修了者とし、財団法人テクノエイド協会理事長から「福祉用具プランナー研修修了証」を交付します。

【お問い合わせ先】 鹿児島県介護実習・普及センター  
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号(かごしま県民交流センター内)  
[TEL]099-221-6615 [FAX]099-239-0384  
[E-mail]kaigo@kagoshima-pac.jp [URL]http://www.kagoshima-pac.jp

## 福祉施設経営相談のQ&A

経営相談コーナーに寄せられた質問及び回答集の中から掲載します。

○非常勤職員の出張旅費について  
Q 非常勤職員には日給を支給しているのですが、出張命令により出張した場合には、日給に重ねて旅費も支給しなければなりませんか。

○監事の監査業務について  
Q 2人の監事のうち1人が病氣・入院しました。5月の監査も近づくので監事を1人増やして3人体制にするか、或いは他に方法は無いものかと苦慮しております。

経営相談のご案内  
個別相談 月曜日～金曜日  
時間 9時～16時  
訪問相談 施設に向いて相談に応じます。  
グループ相談 研修会や講演会の際に相談会を開催します。

★鹿児島県社会福祉協議会  
福祉施設経営相談コーナー  
電話 099-1257-9885  
FAX 099-1250-9358

A 職員の旅行命令については、貴法人の旅費規程等では旅費支給が規定されているはずですが、常勤職員の場合、旅行命令で旅行すれば、給与のほかに旅費が支給されるのが通常です。非常勤職員の場合も同様な扱いとなるはずで、日給を支給しているにもかかわらず旅費の支給が欠かれません。

A 監事は1人ひとりが独立しており、1人で監事権限の執行ができます。2人揃わないと監事権限の執行ができないというものではないので、増員等は必要ありません。